

川崎町議会定例会会議録

令和7年3月5日（第2号）

○出席議員（13名）

1番	大本治久君	2番	佐々木昭雄君
3番	下斗米麻子君	4番	今田勝春君
5番	佐藤清隆君	6番	遠藤雅信君
7番	佐藤昭光君	8番	高橋義則君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	眞幡善次君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	佐藤邦弘君	会計管理者 兼会計課長	佐藤健君
税務課長	佐藤文典君	農林課長	大宮陽一君
建設課長	阿部大樹君	上下水道課長	渡邊輝昭君
町民生活課長	菅原清志君	保健福祉課長	大宮竜也君
地域振興課長	大友聰君	病院事務長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	高山裕史君
生涯学習課長	村上透君	幼児教育課長	佐藤和彦君
農業委員会事務局長	高橋和也君	代表監査委員	清塚政弘君

○事務局職員出席者

事務局長 小原邦明君 書  
記 佐藤由弥歌君  
書 記 佐藤明尚君

---

○議事日程

令和7年川崎町議会定例会3月会議議事日程（第2号）

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 追跡質問

日程第3. 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

---

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 大本治久君

2番 佐々木昭雄君

を指名します。

本日の会議の書記として、小原邦明、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

---

## 日程第2 追跡質問

○議長（眞壁範幸君）　日程第2、追跡質問を行います。

追跡質問のある方は、挙手願います。3番下斗米麻子さんの発言を許します。質問席に登壇し、質問願います。

### 【3番 下斗米麻子君 登壇】

○3番（下斗米麻子君）　おはようございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、追跡質問をさせていただきます。

昨年6月の議会において一般質問させていただきました町立図書館の設立について、追跡質問させていただきます。

町民を交えた準備委員会の立ち上げや、早い段階で司書を採用する考えはいかがでいかがでしょうかという質問に対して、早急に方向性を示しますとの大変前向きな回答を頂きました。当日、議会を傍聴してくださいました皆様方、また、広報を読んでくださった町民の皆様からもたくさん喜びの声を頂きました。またその後、意見や要望もたくさん寄せられています。

その後8か月がたちましたけれども、現段階での次の点について伺いたいと思います。

川崎小学校の改築を機に、公民館を含む公共施設の在り方を検討したいとのことでしたが、その後の進捗状況と現状について伺いたいと思います。また、当面は図書室の広報活動の充実や、県立図書館との協力貸出などを通じて、利用者の増加を図りたいとのお話を頂きました。その件についても、その後の進捗と現状について伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君）　町長。

### 【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君）　皆さんおはようございます。

町立図書館設立について、3番下斗米麻子議員の質問にお答えいたします。

1点目の川崎小学校の改築を機に、公民館を含む公共施設の在り方を検討したいとのことだが、その後の進捗と現状について伺うとの質問でございますが、みんなが集まる図書館、図書室の設置について、町内の公共施設を利活用できないか検討し、加えて、ほかの町の図書館の取組状況を確認するため、昨年の7月下旬に岩手県紫波町の図書館と加美町中新田図書館、小野田図書館を視察し、館内の様子も伺ってきたところでございます。それらを参考にしながら、川崎町の

図書館の在り方、図書室の在り方について検討していきたいと考えております。

図書館、図書室の設置については、その設置場所も重要であることから、まずは現在検討している小学校の校舎改築と関連させて進めていかなければならないと考えております。

2点目の、しばらくは図書室の広報活動の充実や県立図書館との協力貸出などを通じて、利用者の増加を図りたいとの話をしたが、その件について、その後の進捗と現状について伺うとの質問ですが、まず図書室利用者の登録者数についてですが、現在の登録者数は246人で、そのうち本年度に登録された方は18人となっています。

次に、図書室に置いてほしいとリクエストのあった図書の購入についてですが、本年度から公民館窓口にリクエストカードのボックスを設置し、利用者から購入してほしい本のリクエストを募っています。本年度購入した154冊のうち20冊は、そのリクエストから購入しております。そして、県立図書館からの協力貸出しについては90冊と、昨年度の135冊より少なくなっておりますが、協力貸出しを利用している10人のうち4人が新しい利用者となっております。

これからは、広報紙などで新規購入図書の紹介のほかに、リクエストや県立図書館との協力貸出しについても周知し、一層利用向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） ありがとうございます。公民館のほうに、生涯学習課というのか公民館のほうに司書の先生を1人雇用するわけにはいかないでしょうか。

それと、町民の皆様から図書の寄贈をぜひとも受け付けてほしいということを、公民館のほうにも連絡が行っていると思うのですが、来ています。司書の先生を正規で雇うのはすごくハードルが高いと思うのですが、例えば1週間に2回とか、そういう形で置いていただきたいと思うのですが。

○議長（眞壁範幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（村上透君） 3番下斗米議員さんにお答えしたいと思います。

司書の先生の雇用についてでございますが、今のところですと公民館職員と会計年度任用職員1名で公民館図書の整理、管理をさせてもらっているところでございますが、司書の先生の雇用については、今後また検討させていただきたいと思います。

図書の寄贈につきましては、こちらである程度基準がありまして、例えば、中に何もない新しいものですか、そういう基準とかありますので、その基準に沿って判断させていただいているところでございました。

以上になります。

○議長（眞壁範幸君） これで下斗米麻子さんの追跡質問を終わります。

ほかに追跡質問のある方は挙手願います。

【質問者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質問なしと認めます。これで追跡質問を終わります。

---

日程第3 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第3、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第1号、7番佐藤昭光君。

【7番 佐藤昭光君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、人口減社会へについて質問願います。

○7番（佐藤昭光君） 7番佐藤昭光でございます。通告に従って質問させていただきます。

ちょうど1年ぶりでありますが、去年の3月議会に続いて人口減問題について質問させていただきます。

第1問になりますけれども、私が町内に住む一住民としても最近特に目立つんですが、店とか歩く人、町の中心部からもどんどん減ってきててしまっているなという寂しい実感をしています。そのために、昨年3月、一般質問で人口減少問題について、町内の22行政区を単位にした限界集落の視点で俯瞰してみました。その結果、本砂金、小沢などが65歳以上の高齢者が50%を超してしまっている限界集落に達していると。そして、私が住んでいる本荒町地区、これも49%と、ほぼ到達状態であったということに大変な衝撃を受けました。限界集落化、思いのほか根深く進んでおりまして、令和27年には、全町規模で限界集落化することになっているということも分かりました。

その直後、4月26日に新聞報道、大変衝撃的なものが載りました。民間組織、人口戦略会議の報告書で、死者数が出生者数を上回る自然減に加え、転出が転入数を上回る社会減の双方で喫緊の対策が求められる構造的に深刻な自治体に、県内唯一当町が該当すると報道されました。これについて町長は、広報8月号で2050年川崎町は消滅しませんと大きな見出しで反論しました。

それを見て、私はちょっと危機が乏しいような見出しのように感じられました。消滅という意味をどう捉えた記事なのかなど。

この戦略会議の定義はあります。それに従った考え方での記事なのか、それを聞きたいと思います。戦略会議と何が違うのかということを、まず自分の考えとしては、町民にきちんと説明して、その上での反論ということであれば納得を得られたのじゃないかと思います。

第2点、住民基本台帳によりますと、町長就任、平成23年、2011年末の人口は9,845人、2023年、令和5年度末で8,020人、3期12年で1,825人、18.5%も減少しています。これを見てどう思われますかと。減少した最も大きな要因をどう見ているのか。ちなみに、昨年、令和6年1月31日から令和7年1月31日までの1年間で186人減っています。かえって加速状態にあるようです。

問い合わせの3、人口減少は当然推計されていて、今日の状況を図っているのは当然ですが、これまでの町の対応は何を重点にしていたのか。子育て支援を充実とよく回答してきたと思いますが、それが有効だと思っておられるのか。さらに、何が足りなかつたのかという点についてお伺いします。

第4点、また、この記事で国を挙げての結婚、出産、子育て対策が問われると結論づけています。これは、もともと考えておくべきことで、このことを念頭に施策を打ち立ててきたと思います。川崎町の人口が減るのは国のせいと開き直っているのではないかという指摘が、町民の何人から私の下に寄せられております。今さら強調しても仕方ない話じゃないかなと思います、私も。町の施策に何が足りなかつたのか反省し、町民にこれからやるべきこと、訴えることを主眼にすべきであったのではないかと考えます。

以上、質問させていただきます。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 人口減社会へについて。4番佐藤昭光議員の質問にお答えします。

人口減社会に関する質問ですが、1点目の「人口戦略会議の新聞報道の後、広報8月号を使って川崎町は消滅しませんと反論した、消滅をどんな意味で使っているのか」についてですが、佐藤議員からは、令和元年6月会議、そして先ほど申されたとおり、令和6年3月会議、昨年、ちょうど1年前におきまして、人口減少に関する質問を頂いているところであります。

私が町長に就任した平成23年度から2期8年間、給料30%カットしながら子育て支援の政策などを推進してまいりました。また、平成25年度から始めた空き家バンク制度、ほかの町から比べると早く始めましたが、空き家バンク制度や婚活事業などなど、子育て、教育、移住定住支援の対策を柱に据え、生まれてから卒業まで切れ目のない様々な人口減少対策を講じてまいりました。

もちろんこの多くが、議会の皆さんから提案されたものもあります。

しかしながら、佐藤議員の質問にもございましたとおり、経済界有志らで組織している人口戦略会議が昨年4月に公表した報告書では、20歳から39歳の若い女性の人口が2050年に5割以上減ると推測され、消滅する可能性が高く、特に構造的に深刻な自治体と位置づけられたことは非常に私自身も衝撃的でした。川崎町では、2050年に総人口4,525人と推計されておりました。私は、2050年も地域を支えておられる約4,500人の町民がこの町で暮らしており、消滅するわけではない、この町で暮らす人々が夢と希望を持って幸せを感じて生活を送ることができるよう、町政運営に努めていかなければならないという思いを込めて、広報紙などを通じて皆様にお伝えいたしました。

次に、2点目、町政12年で人口は1,825人減っている、どう見るか、大きな要因は何と考えるかにつきましては、平成24年3月31日現在の住民基本台帳登録人数9,845人に対し、令和6年3月31日時点では8,020人となっており、佐藤議員質問のとおり、12年間で1,825人減少しております。

過去の一般質問でも申し上げておりますが、人口減少問題は、人の価値観をはじめ様々な要因が絡み合っているため、非常に難しい根深い課題であります。この12年間、死ぬ人が生まれてくる人より多い自然減、転出が転入を上回る社会減によって減少しているのですが、特に転出される方々の理由につきましては、学校につく、仕事に就く、就学や就業など様々な事情があり、結果として減少に転じているものであります。

3点目の子育て支援は有効だったのか、何が足りなかったのかとの質問であります。令和6年3月議会において、佐藤昭光議員から、川崎町の子育て支援は人口減少対策にいかほど寄与したと考えているかとの今回とほぼ同様の質問があり、川崎町は、母子保健の充実や経済的支援などの評価が非常に高く、特定不妊治療費用への助成拡大策でも成果を上げていると回答したところです。

あれから約1年が経過しましたが、今年度になり、保険適用に係る不妊治療費の自己負担分を全額助成する町独自の事業や県事業を活用し、保険適用外の先進治療や不妊検査費に対する助成事業を新たに開始しており、既に実際に助成対象者に母子手帳を交付するなど、少子化対策に一定の成果を上げております。さらに今年1月からのこども家庭センター設置により、母子保健と児童福祉の一体的な運営を通じて、子供や妊産婦の健康の保持と妊娠、出産、子育てといったライフステージに合わせた包括的な支援を切れ目なく実施していくとともに、関係機関との連携を深め、町内の子育て家庭への必要な支援を着実に提供できる体制が整備されております。

川崎町の子育て支援は、県内屈指であると自認しているところですが、不足を感じるところがあれば、皆さんと一緒に考え、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

4点目の、広報では国を挙げての結婚、出産、子育て支援が問われていると結論づけている。町の対策が無力だったかともとれる表現だが、何が足りず、今後何をやるべきと考えるかにつきましては、就任以来、生まれてから卒業まで切れ目のない子育て支援や教育、移住定住対策を柱に据え、推進してまいりました。これまでの取組は、少なからずとも人口減少の緩和につながっており、決して無力だったとはとらえておりません。これからも、引き続き若い世代が住みやすいまちづくりを意識しながら、行政運営に努める所存であります。

また、近年は国際的な影響を受け、国内の社会情勢も様々な分野において目まぐるしく変化している状況にあります。これらの課題に対応するためにも、柔軟な発想で実効性のある政策を打ち出していきながら、住民に身近な質のよい行政サービスを将来にわたり提供できるよう、使命を果たしてまいります。加えて、都市部にはない優れた自然環境や、高品質の農林水産物などを価値ある地域差と捉えながら移住定住事業をこれまでどおり推進し、町外からも人を呼び込み、各種分野における担い手の確保対策にもつなげられるよう、まちづくりに議会の皆さんと一緒に邁進するつもりでございます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、举手願います。佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 無力だったとは絶対言えないと思いますけれども、統計ですぱっと出されて、そのままで進んでしまっているということは、客観的に見て効果があるのかなと人に思われるんじゃないかなと思います。でも数字的に出すとなったら大変だと思いますけれども、こういう点で、統計はこう出ているけれども、それよりも何百人、人が増えてるんじゃないかとか、そういう反論をしてほしいなと思っております。それはお願いでございます。

それから、川崎町は仙台市、山形、大都市に挟まれておりました。特に仙台には、今回答したように進学とか就職などで社会減、流出は避けられない、これは宿命にある町であります。そんな中で、東北で唯一あった自立持続可能性自治体という具合に大衡村がなっております。震災の山元町、それから美里、塩竈、これが消滅可能から外れました。町として、これはどんな可能性を感じているかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 町として様々な可能性があると思います。しかし一番大切なことは、我々がまず諦めないというか、前向きに考えていくことが一番大切だと思っています。そういう

た意味で消滅しませんということを申し上げました。2050年のときも4,500人がいるんだよと。そして、その資料のときは、ほかの町の減少率でありますとか、予想のものも並べました。2050年に向けてどこの地域も減っていきますよ、ですからそういったことを踏まえてまちづくりをしていきましょう、みんなでそれを考えていきましょうというような意味で原稿を載せたわけあります。

今から100年前、アメリカの大統領に就任したフランクリン・ルーズベルトはこう言いました。「私たちが恐れなければならないのは、恐れる気持ちそのものだ」。恐れて諦めては駄目だという意味であります。当時、アメリカは大恐慌に入って、倒産する会社がどんどん増えて失業者だけになりました。それで、もう駄目だとみんな思っているときに、大統領はこう言ったわけであります。

私たちも、消滅するんだという言葉だけが独り歩きしてしまって、それはこれからの日本の社会の現状なんだ、それを踏まえて連携することは連携していきましょう。外国人を受け入れるのは受け入れましょう。そういった人たちと仲よくやって交流も深めていきましょう、そういった、決して諦めることなく前向きにそれを捉えなければならないといった意味で、この原稿を書いたところであります。また、そういった意味で、国に対してもっと全体的なことをやってくれというのは全国町村会の談話であり、また、全国知事会の談話であります。各自治体の競争にさせることなく、全体的な国の人口の減少の抑制を図っていかなければならないというのが、市町村長や都道府県知事の大部分の意見だということを申し添えさせていただきます。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 謹めないで頑張る、これは当然のことでありまして、諦めないというのは個人的な思いとしては誰でも持っているわけで、諦めないのを形で示すのが施策ですよね。それは、ぜひ今までの反省をしていただいて、人口減に少しでも止める力になるようなことを、何か考えてほしいという意味で質問しているわけですから、それを一生懸命考えてもらいたいと思います。

人口減、これは、どうしようもないと言えばどうしようもない話なんですけれども、しかし、それを国が何かしろと言ったんではどうしようもない話で、まず町民から意見を聞くとか、そういうことも考えるべきことだと思います。町の魅力をつくるためにはどうするか。それによって人口減少を少しでも歯止め、または反転するには、町民の広い知恵が必要、当然役場職員から多くの知恵を集めなければならないと思います。そして行動してもらわなければならぬと思います。

ですから、有識者とかに限らず、意見聞くために、まちづくりのためどうしたらいいという、何でもいいからということで提案箱か何か、SNSでもいいんですけども、その提案を広く意見を求めるとき、それを施策に生かすと、それは役立つかどうかは別にして、そういう意見を聞くということは町民の意識向上にもつながると思いますので、さらにその意見が施策に結びついたりなどしたら、例えば表彰するとか、お礼をするとかということも考えたらいいんじゃないかなと私も考えました。そういう点どう考えるかお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 先日川崎校の卒業式がございました。私そのときも申し上げました。

ちなみに川崎町の役場は40歳まで採用試験を受けることができます。カワサキエスト、川崎高校ではカワサキエストというものをやっていまして、川崎町の魅力を探そう、探求しよう、旅をしようということで、生徒たちがいろいろな題材を探して、3年間、川崎町の魅力を探して追求した活動をしておりました。カワサキエストで川崎町を旅し、川崎町の良さを探し続けた皆さんを川崎町は必要としています。いつでも川崎町は皆さんを思っています。改めて、秋保、楓木、生出、西多賀、円田、釧路市立北、角田、そして富岡、川崎中学校を卒業し、この町でこの学校で、大きく成長してくれた15人、カワサキエストで川崎町民を元気してくれた15人に、川崎町を代表して感謝とお礼の気持ちを込めて祝辞といたしますと結びました。

昭光議員がおっしゃるように、やはり若い人たちの意見を聞いて、例えば、その企画に50万円なり100万円なりの予算をつけて、そういった皆さんの案を実行しましょうというようなことも、今の昭光議員の話を聞いて思いました。せっかく高校生の皆さんのが、そういった川崎町の魅力やすばらしさを追求しているわけですから、それを政策に生かしていければ、これはまた面白い企画になるのではないかと思います。

また、今回の広報では、川崎小学校の3年生の学芸会のことを載せました。移住する町に川崎町が入っていない、どうなっているんだというひげの町長の言葉から、川崎町の宝を探そうという内容であります。そして最終的には、一番の宝物はこの町に住んでいる人たちだ、住んでる人たちが宝物なんだという演劇になっています。改めて小学校3年生の子どもたちも川崎町のことを思い、また将来のことを考えているようあります。

そういった子どもたちや生徒たちの意見を聞く、また、特に川崎高校の人たちの意見は、政策にも反映できるのではないかと思うので、そういったものに予算を取ることだと思いまので、いずれ皆さんに理解を求めるかもしれません。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 今言われて、川崎校、川崎町民との触れ合いを大切にして、いろいろな活動している、この学校ぜひ大切にしてほしいなと思います。存続運動をずっとやっていて、県庁のほうも存続前提にいろいろなことを考えてくれていますんで、そこから役場職員も何人か入っていると思います。まず川崎校を大切にする、そしてさらに一般の方々ですね、いろいろな職場の方々おられます、その方がいろいろなことを考えているはずなんですね。そのことの提案をぜひ受け入れてほしいなと思います。

消滅可能に関して、白石が入ったらしいんですが、それに対し白石市長は、ピンチをチャンスに変えるんだと、その意気で持続可能な町に、そういう強い決意を持って臨んでいただきたいと思います。質問の形にしなくちゃないんで、どう思いますか。一言お願ひします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 本当に昭光議員は2期8年、町のトップとしていろいろな政策を練り、また職員とともに考え、議員の皆さんのお意見を集約してきたわけであります。本当に今難しい時代で、町民の皆さんのお声、議会の皆さんのお声はもちろんですが、そういったものを聞いて、本当に政策を練っていかなければならぬと思っています。引き続きのご指導、特に昭光議員には先輩の町長としてアドバイスを頂きますようお願い申し上げて回答をいたします。

○議長（眞壁範幸君） 次に、マイナンバーカード一本化について質問願います。

○7番（佐藤昭光君） これも健康保険のマイナンバーカード、細かい点いろいろありますので、その中から時々質問させていただいております。

去年の12月2日で紙の保険証が廃止と、マイナンバー使ってくれということになりました。その中で、病歴を持っている方ですね、あと病気の方ですね、医療保健施設、関係施設で皆共有されるんで、それちょっと心配だなと。病院とか薬局にも個人情報が回っているんじゃないかな、共有化されているんじゃないかなと、それはちょっと心配があるんだけれどもということで、共有化、どういうふうに共有化されているのか、その方々にお伝えしたいと思って質問しました。

第2点は、被保険者から不安とかトラブルの報告は、実際は寄せられているのか。認知症とか施設入所などで自分では管理できないために、施設などに預けている場合もあります。個人情報管理について、そのことについて病院とか薬局、医療機関などとはどういう連携をしているのかとお伺いします。

3点として、急に意に反して情報が、俺の病歴分かったんじゃないかな、悪用されるんじゃないかなと思ったときに、被保険者がどこに相談、訴えをすればいいのか、あと町はどんな対応をするのか、この3点についてお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 7番、佐藤議員の質問にお答えします。

1点目、病院、薬局などとの情報共有化の現状はとの質問がありますが、マイナ保険証で受診する際、本人が同意した場合に限り、過去の診療や薬の情報、40歳以上の方であれば特定健診結果を医師や薬剤師などと共有することができます。一方で情報共有が不安な方は、同意せずに受診することが可能です。

次に、2点目の被保険者からの不安の声やトラブルなどの報告はあるのか、また、情報管理について施設などとどんな連携を取り対応しているのかとの質問がありますが、保健福祉課に対し、被保険者からの不安の声やトラブルなどの報告はないようです。

マイナンバーカードは本人管理が基本ですが、入所契約や預かり証などの合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することも可能です。その際には、例えば、紛失防止のため鍵つきのロッカーなどに保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけることなどが考えられます、取扱いはそれぞれの施設に委ねられており、行政の対応としては、連携ということではなく、制度の周知と情報共有を図っているということです。

次に、3点目の被保険者などが意に反した情報漏えいにはどんな対応が考えられるかとの質問がありますが、情報漏えいについて、システム的なものと人為的なもの、2つの観点から回答いたします。

1つ目のシステム的なものについて、前提として、マイナンバーカードのチップには氏名や生年月日などの基本的な情報しか記録されていません。議員がお考えのような口座などの情報は記録されていません。薬剤情報など病院の例を挙げれば、マイナ保険証を使用した場合、過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますかとの確認がなされます。ここで「同意する」を選択しない限りは病院にて把握することはできません。また、情報を取得する際に利用するネットワークは、I P – V P Nと呼ばれる非常に強固なネットワークを利用して、外部の方が情報を取得することはできないと言われています。

2つ目は人為的なものです。これはマイナ保険証に限らず、人が関わるものであるため、個人の財産や所得情報などと同様、税務職員であれば地方税法と地方公務員法の守秘義務が課され、病院であれば、医師や薬剤師などは刑法及び地方公務員法において守秘義務が課されています。したがいまして、運用するに当たっては、各種法令を遵守することが肝要だと認識しております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤昭光君。

○7番（佐藤昭光君） 3点目の回答がないようですけれども、つまり、こういうことはあり得

ないから相談とか対応はなくていいんだという回答なのかなと思いますけれども、その点ちょっと確認したいと思います。

それから、同じ場でいいかどうか、現在マイナカードの登録利用状況、登録後にやめるという人たちがいるのか、いたら、どういう人、何人ぐらいおられるのか、この2つをちょっと聞きたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 7番佐藤昭光議員の質問にお答えいたします。

まず、マイナ保険証の現在の利用率等について、お話しさせていただきます。

令和6年の12月末時点ですが、マイナ保険証の利用登録を済ませている方、まず国保のほうですが、登録率で68.94%になります。あと、後期高齢もございます。後期高齢は、利用登録者が登録率64.89%、これがまず登録率になります。次に、利用率もございまして、利用率、同じく令和6年12月末時点ですが、国保、こちらが45.05%、後期高齢利用率が29.73%という状況です。

それからもう一点。既に利用登録を済ませている方で、利用登録解除した方がいるのかというご質問だったと思いますが、こちら1月末、後期高齢の方でお一人、利用登録を解除申請した方がいらっしゃいました。こちらは、今現在マイナ保険証の登録をしている方につきましては、すみません、後期高齢の話なんですが、併せて資格確認書というものも持っております。資格確認書の有効期限、今年の7月末までになっておりますが、その際、一斉更新の際にマイナ保険証を持っておりましたと資格確認書が交付されなくなってしまいます。ですので、マイナ保険証よりも資格確認書を使って受診したいという方は、マイナ保険証、一度登録したもの解除するという方が、全国的にも制度移行の前に出てきているというような状況で、当町はで今のところ1人ということです。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですか。これで佐藤昭光君の一般質問を終わります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第2号、5番佐藤清隆君。

【5番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 郵便局を活用した行政サービスの充実について質問願います。

○5番（佐藤清隆君） 5番佐藤清隆でございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い質問させていただきます。

郵便局を活用した行政サービスの充実について質問させていただきます。

総務省では、地方の自治体で少子高齢化により過疎化が進む中、様々な社会課題に直面しており、地域内では民間のサービス拠点が閉鎖や縮小するなど、身近な拠点として郵便局を活用する動きがあり、様々なサービスを展開しています。

当町においても、先般マイナンバーカード発行の際、郵便局の窓口を利用し申請サポートを行っていただきましたなど、また、昨年は町内の事業所と連携し、特産品として売り出そうとふるさと小包を発送するなど、町のPRとしても、また町内の事業者支援としても、地方の活性化という点からも関係性も強く、民営化されたとはいえ公共性のある業務を長く行ってきたことからも、安心感、信頼感があり、地域の中でも重要な拠点であると言えます。

総務省が発表している令和4年12月末のデータによりますと、399の自治体、5,767の郵便局にて様々な自治体事務を委託しており、この数字からも、全国的に自治体からの事務委託が増えており、緊密に連携しながら補完的な役割を担うことで町民の利便性向上につながると思われます。近隣の自治体を調べたところ、既に蔵王町では令和5年度から一部の事務を委託しており、また、今年、令和7年度中に名取市や角田市でも一部の窓口業務の委託を開始するようです。

そこで次の点について町長にお伺いします。

1点目、今までどんな連携を行ってきたのか。

2点目、事務委託を含め総合的に検討する時期ではないか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 郵便局を活用した行政サービスの充実について、5番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

1点目、「今までどのような連携を行ってきたのか」との質問ですが、令和2年の8月に川崎町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書を締結し、町内にある2つの郵便局には、防災及び災害時の対応、地域の見守り活動、道路損傷などや、不法投棄などの情報提供、地域の活性化などに取り組んでいただいております。

2点目、「事務委託を含め総合的に検討する時期ではないか」との質問ですが、郵便局で取り扱える地方公共団体の窓口事務などは、住民票の写しなどの受付、引渡しなどの10種類の事務の全部、または一部となっており、事務委託をする場合は、郵便局が役場や支所から遠い地域にあ

ると効果的であると言われております。町内の2つの郵便局は役場や支所の近くにありますので、現段階で事務委託することは考えておりません。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） マイナンバーカードに関する業務について再質問をさせていただきた  
いと思います。

先ほどもマイナンバーに関する事を質問にされていましたが、あくまでも業務に関する事についてなんですが、先日、私のところにもマイナンバーの更新の案内が届きました。先日、町民生活課のほうにお邪魔させていただいて、更新の手続をしてまいりました。私も作成したときに聞いてはいましたが、このマイナンバーカード、5年ごとに更新しなければならない、写真は10年ごとに更新が、撮り直しが必要だということです。もちろん、先日、町民生活課のほうにお邪魔して更新はしてきましたが、さほど時間はかからずに更新ができましたが、こういった新たな業務が発生し、また今後も5年ごと10年ごとに業務として行わなければならないというタイミング、こういったときだからこそ、委託も含めて検討されるタイミングではないのかなというふうに思います。

先ほど、今年度から業務を委託する名取市では、市内の4つの郵便局にマイナンバーカードの交付や更新などを委託する内容のものでした。マイナンバーカードの普及が進んだ今だからこそ、こういったことも必要であり、当町においてはこの点、具体的に検討がされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菅原清志君） ただいまの質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの交付、発行ということで、郵便局とのやり取りですけれども、郵便局のほうからそのようなお話はありました。ただ、内部で検討した結果、郵便局だけで事が済まないんです。結局役場の、町民生活課のほうにデータが1回来る、町民生活課ではデータを確認してまた郵便局に送るということで申請の受付を行うということになりますと、やっぱりその分で町民生活課自体の時間を取られてしまうというのも一点あります。

今度町民生活課の窓口で混み合っていますと、郵便局とのやりとりが遅れてしまってかえってお客様のほうの時間を取らせてしまう。トータル的なことを考えまして、一応その段階では、そこまではまだ必要ではないんではないかという結論で一度検討はしております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 検討されたということであれば、今後委託する自治体なんかも近隣でご

ざいますので、そういう情報も踏まえながら、引き続き検討していただければと思っております。

再質問、証明書の交付などについて再質問させていただきたいと思います。

以前、先輩議員が一般質問をしておりましたが、証明書の発行などについては、利便性の観点から言えば、間違いなくコンビニの端末を利用し、取得できるのが一番だと私自身も思っておりますが、そのときの答弁にもありました導入経費やランニングコストなどの面を考えると、当町のような財政規模では、導入するにしてもしっかりとやっぱり考えていかなければならない。あとタイミングなんかもやっぱりあるのかなとは思っております。

しかし、いずれコンビニ端末で導入をしなければならない時期というのが来るのかなとも思っておりますが、やはりこの地域の拠点を活用した、比較的導入経費やランニングコストが格段に抑えられ、調べてみたら令和5年度からは特別交付税も措置されておりますので、コンビニ端末の導入と比較し、併せて郵便局への委託についても検討していくべきだと思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 我々は、やはり状況が変われば政策を変えていくというか、いろいろなことを変えていかなければなりませんから、そういう状況が変わっているのを確認しつつ、また検討して、こっちのほうが得だとなれば、得というか、こっちのほうがいいんではないかとなればやっぱり変えていかなくてはならないので、改めて点検をしてみたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 最後に町長にお伺いし、再質問を終わらせたいと思います。

これはもう総合的な話をちょっとさせていただくんですが、先日、新幹線で移動中にこんなことが書かれている記事を見かけました。人口が6,500人を下回る人口規模になると銀行や通所介護事業所などの経営が厳しくなると。一般病院だけではなく、遊具施設や音楽教室、喫茶店などの住民楽しみを提供してきたサービスもぼつぼつと姿を消し始めると。また、自治体として機能維持が困難となり、生活基盤維持のために官民挙げて取り組まなければならないと。さらに、自治体業務も困難になり、税収も減り、福祉や教育も縮小を迫られ、公共サービスの維持も懸念されると出ておりました。

まさに、当町のことを言っているような記事の内容でした。銀行の支店が閉鎖され、ATMが設置されました大変不便だと、1台しかなくて不便だという声も聞いております。町内唯一のスーパーマーケットが、ある日突然張り紙がなされ閉鎖、最近聞こえてきたお話ですと、タクシ

一公社がタクシー事業を休止するという話、これについては、行政がとやかく言える話ではないのは十分承知しております。民間事業者、様々な要因から閉鎖や縮小する、これはもう致し方ないことであります。

記事の最後に、こんなことも書いてありました。まだ人口がいるうちに戦略的に縮める必要があると、これまでと同じように行政サービスを維持していこうと思うとお金と人材不足になり、維持すらできなくなると。任せることは任せ、残してやっていくものは徹底してよくしていくべきだと。全くそのとおりだなというふうに思いました。

私が考える、郵便局に行政サービスを委託することによって、3つメリットがあると考えています。

まず、1点目は財政面のトータルコストの削減です。2点目、職員の基幹業務への注力という観点からの多様化する町民ニーズへ対応するための人員の確保。3点目は、生活基盤維持のためにも、郵便局の地域拠点としての行政サービスの補完的な役割を担っていただくこと、この3点はメリットとして言えるのかなというふうに思っています。

12月の一般会議でもお話をさせていただきましたが、私は、人口減少や少子高齢化については全く悲観しておりません。先を見据えて、予測されるものへの対応対策をどうしていくのか。できることを今から取り組まなきやいけないこと、ただ、これだけのことだと思います。

町長の見解をお伺いし、再質問を終わらせたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） まず人口減少の問題については、先ほど佐藤昭光議員といろいろやりとりしたんですが、清隆議員がおっしゃるように、人口減少と戦うのではなくて適応していくんだ、これが一番我々にとって大切なことだと思います。どんどん人が減っていく、これはこの国の現実でありますから、それをやはりその中で適応していくことが一番大切だと思います。そういう中で、やはり任せられるところは任せるところはやる、それが基本だと思っております。

私よく議会で申し上げますが、議員の皆さんこれもやってくださいあれもやってくださいじやなくて、やめることも探してくださいと私申し上げます。職員は限られておりますので、そういうことも踏まえながらお互いに考えていくたいと思いますので、ご理解を賜ります。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤清隆君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第3号、3番下斗米麻子さん。

【3番 下斗米麻子君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 帯状疱疹ワクチンの助成状況について質問願います。

○3番（下斗米麻子君） 3番下斗米麻子でございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従って質問させていただきます。

昨日お示しいただきました施政方針に関連して質問させていただきます。その中方針のうち、健康づくりの推進についての中で、令和4年度から65歳以上の方を対象に実施している帯状疱疹の予防接種の助成が、令和7年度より一部定期接種化されることとなったため、任意接種の対象年齢を50歳以上へ引き下げて実施いたしますとありました。実際、帯状疱疹で入院された方や仕事を休職された方々から、助成対象年齢の引下げの要望が多く寄せられていました。その声がこうして町政に届いて本当によかったと思います。

帯状疱疹は、水痘・帯状疱疹ウイルスが原因で、加齢や免疫力低下により再活性することで発症します。50歳以上で発症率が上昇して、80歳までに約3人に1人が経験すると言われています。激しい痛みを伴うだけでなく神経痛などの後遺症が残る可能性もあり、生活の質を著しく低下させる要因となります。当町においても多くの方が発症を繰り返して、その後の仕事に支障さえ生じているという声も聞いております。

帯状疱疹ワクチンは発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても症状を軽減し、後遺症のリスクを低減する効果が期待できるそうです。50歳以上の方や免疫力が低下している方にとてワクチンは有効な手段の一つと言えます。

この予防接種ですが、当町では、冒頭で述べたとおり、既に令和4年から65歳以上の方を対象にワクチン接種費用の助成を開始しています。現時点、県内で9つの自治体が令和6年から実施されているそうです。県内で一番早く重要と捉えて助成を始めたのは当町です。当町の対応は本当にすばらしいと思います。そして、一部定期接種という形で国の費用助成が始まるこのときを機に接種対象年齢をさらに見直し、50歳以上に引下げたということは、本当に英断だと思います。

以上に関連しまして、今後のワクチン接種の想定人数や、計画の具体について伺いたいと思います。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

## 【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 帯状疱疹ワクチンの助成状況について、3番下斗米麻子議員の質問にお答えします。

「接種対象年齢を50歳以上に引き下げて実施する人数や計画の具体性について」との質問であります。川崎町では、令和4年度から65歳以上の方を対象に帯状疱疹ワクチン予防接種費用助成事業を実施しており、令和4年度は218人、令和5年度は68人、今年度は1月末時点で60人、累計で346人の方へ助成を行いました。

これまで、帯状疱疹ワクチンは予防接種法上、全額自己負担の任意接種でしたが、令和7年4月より定期接種に移行することが決定され、65歳の方及び5年間の経過措置として、65歳を超える5歳年齢ごとの方が対象者と規定されました。町では、さらなる帯状疱疹の発症予防及び神経痛などの合併症予防の取組を推進すべく、これまで65歳以上としていた対象者を令和7年度より50歳以上に引き下げ、対象者を拡大して実施いたします。

助成対象となるワクチンは、1回接種するビケンと2回接種のシングリックスの2種類になります。助成の割合は、50歳から60歳の方には接種費用の約5割を助成し、ビケンが4,200円まで、シングリックスが各1万1,700円までとなります。また、65歳以上の方には約7割を助成し、ビケンが5,700円まで、シングリックスが各1万5,200円までとなります。

接種人数については、これまでの実績などから150人ぐらいになるのではないかと予想しております。町内医療機関と連携して円滑に実施していきたいと考えております。

なお、助成事業の町民に対するPRについては、4月初めにチラシを全戸配付するほか、広報紙や町ホームページなどを活用して広く周知してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） これまでの2種類、帯状疱疹ワクチンがあるということですが、どのような比率で利用された方がいらっしゃるのかを教えていただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 3番下斗米議員の質問にお答えします。

帯状疱疹ワクチンには、1回接種のビケンと2回接種のシングリックスワクチンがありますが、その2種類のワクチンのこれまでの接種実績という質問でございますが、事業開始しました令和4年度の実績ですが、この年はビケンが56%、シングリックスが44%ということで、1回接種のビケンが若干多かったんですが、2年目の令和5年度の実績では、1回接種のビケンが21%、シングリックスが79%と、完全にシングリックスのほうの割合が上回りました。今年度も年度途中

ではございますが、1回接種ビケンが33%、シングリックスが67%、3年間のトータルにしますと、ビケンが大体45%、シングリックスが55%という状況です。

この理由としましては、初年度は接種料金が比較的安いビケンワクチンに接種者が集まりましたが、2年目以降、接種料金が高くても予防効果が持続し、効果年数が長いシングリックスワクチンを希望する方が増えたものと思われます。

参考までに、その効果年数についてですが、1回接種のビケンでは大体5から7年程度、シングリックスですと11年以上とされております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 下斗米麻子さん。

○3番（下斗米麻子君） 65歳から定期的に5歳刻みで国のはうでワクチンの予防接種の助成が出るのですが、65歳、70歳、75歳、80歳ということで、この65歳から70歳の間の方もやはり助成対象になるのでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 下斗米議員の質問にお答えいたします。

その間の年齢の方でも対象になります。ただし、定期接種とそれ以外の任意接種というものの取扱いにつきましては、先ほど下斗米議員のお話もありました、原則の65歳になる方ですので、令和7年度中に65歳になる方です。接種日時点で65歳ということではなくて、令和7年の4月1日から令和8年3月31日までの方が、まず65歳という枠の中での対象になりまして、同様に、先ほどの5歳刻みの70歳、75歳、80歳も年度内の年齢で考えることになります。

それ以外の方は任意接種という扱いにはなるんですが、そこは当町では、まず65歳以上の方については、先ほどお話ししました7割の助成で、あと50歳から64歳につきましては5割の助成ということで分けて助成していく考え方でございます。

○議長（眞壁範幸君） これで下斗米麻子さんの一般質問を終わります。

---

○議長（眞壁範幸君） 通告第4号、1番大本治久君。

【1番 大本治久君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 在宅育児手当の検討、導入をについて質問願います。

○1番（大本治久君） 1番大本治久でございます。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い質問いたします。

人口減少は、地域社会に深刻な影響を及ぼします。昔に戻っているんだと楽観的な意見があり

ます。しかし、私は危機を感じております。まだまだ諦めるわけにはいかないと思っております。我が限界集落と言われている本砂金でも、いかに地域社会を支えるべきか試行錯誤しているところであります。

これまで国と自治体は連携し、少子化対策に取り組んできましたが、出生率の回復には至らず、依然として少子化に歯止めがかかっておりません。では、どのような対策が必要なのでしょうか。

私は、若い世代が、結婚や出産に踏み切るためには、家計や子育て環境を含めた長期的な展望を持てることが重要であり、切れ目のない子育て支援策の整備が不可欠だと考えております。これまでの少子化対策は、主に共働き世帯を対象とした支援が中心であると私は考えております。一時的に専業主婦として育児に専念する家庭、または専業主婦への支援は十分とは言えなかつたのではないかでしょうか。

近年、共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む一方で、在宅で育児を行う親は、経済的に不利な立場になりやすいのが現状です。こうした家庭への支援策として育児休業給付金がありますが、働き方によって受給額に格差があるのも事実だと思います。

そこで、在宅で子育てをしている家庭に対し、一定の経済的支援を行う在宅育児手当の導入を検討すべきと考えます。導入自治体により支援の内容は異なりますが、特に乳児期の子育てを行う家庭への支援強化は、公的支援の格差を是正する有効な手段となると思います。町としてこのような在宅育児手当の導入を検討するお考えはあるのか。町長の見解をお聞かせください。

---

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 在宅育児手当の検討導入について、1番大本治久議員の質問にお答えします。

在宅育児手当の検討導入をとの質問ですが、宮城県内の実施状況について調査したところ、同様の事業を行っている自治体は確認できませんでしたが、東北地方の6県で見ますと、秋田県や福島県内の幾つかの自治体でこの事業を実施しているようです。

事業内容は、主に在宅で3歳未満の子供を養育している方に対し、子供1人につき一月当たり5,000円から1万5,000円程度の額を支給しております。また、岩手県では、この事業を県の事業として実施しており、第2子以降の3歳未満の子供を在宅で養育している方を対象に、子供1人につき一月当たり1万円の助成を行っているとのことです。

さて、近年子育てに対する考え方は多様化しており、自身のキャリア形成や家計維持のため、

産後すぐに働きに出る母親もいれば、子供との時間を大切にして育休を取得する父親も増えてきています。特に、乳幼児期の関わりは、三つ子の魂百までという言葉のとおり子供の人格形成にも大きな影響を与えると考えられています。その人としての大事な土台づくりのため、かわさきこども園では職員が一丸となって子供の保育に心血を注いでおりますが、その大事な時期をこども園に任せることではなく、自分たちで行いたいと考えることも十分に理解できるところでございます。

近年は若年層の貧困が社会問題となっている背景もあり、在宅で子供を育てたいが経済的に不安があると考える保護者もいらっしゃることと思います。今回の大本議員の提案は、このように在宅で子育てをする家庭の不安を軽減するための一助になり得るものと思われますので、導入をしている自治体の取組を早急に検討しながら、川崎町ならではの政策にしたいと思いますので、早急に検討し実施していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。大本治久君。

○1番（大本治久君） ご答弁ありがとうございました。私も同じ思いでございます。

現代の若者世代の結婚や子育ての価値観の背景には、核家族化の進行、共働きの増加、デジタル時代の影響などがあると私は考えております。時代が変わる中で、従来の子育ての方法が必ずしも最適とは限らないと私は思っております。むしろ、現在の親たちは、仕事と育児の両立をさせながら新しい価値観や方法を模索していると言えます。こうした状況を踏まえ、社会全体で子育てを支える環境を整えることが重要だと私は思っております。

私は、まず在宅育児手当をどのような観点で調査研究、検討すべきかが一番重要だと私は考えております。そこでまず、町の現状を確認したいと思います。

厚生労働省の最新の調査によりますと、男性の育児休業取得率は30.1%、これは、数年前は数%ございました。ここまで増えてきた。これはやっぱり国の政策のおかげだと私は判断しております。女性の育児休業取得率は84.1%ということでございました。これに対して取得期間、男性の場合で最も多いのは1か月から3か月未満、女性については12か月から18か月未満となっています。

また、宮城県の調査によりますと、過去5年間、こちら、平成29年から令和4年度ということだったんですけれども、出産、育児を理由に前職を離職された方は1万4,000人と統計がございました。そのうち女性が1万3,900人を占めています。これらの統計から、多くの家庭が育児のために一時的に在宅での育児を選択していることが分かります。

そこでお伺いいたします。

育児休業を終えてからの保育利用の流れを把握することで、在宅育児家庭のニーズをより明確にしたいと考えております。子育て支援センターとかわさきこども園では、生後何か月から利用可能で、実際に入所が最も多いのは何か月頃でしょうか。また、育児休業明けに入所する家庭と、それ以前の早い時期に入所する家庭の割合について、町としてどのように把握していますか、分かる範囲で構いません、お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 幼児教育課長。

○幼児教育課長（佐藤和彦君） 大本議員の質問にお答えします。

入所のタイミングというのは一番どの月が多いんでしょうかという質問が一つあったかと思います。かわさきこども園では、ルール上なんですかけれども、10月を超えた場合から受付ということになってございます。それから、在宅の育児をされてるご家庭とこども園にお預かりされてる家庭の割合を申し上げますと、近年の川崎町内の動向からすると、220人くらいのお子さんがいらっしゃる中で、140から150のお子さんをこども園でお預かりしています。割合からすると60から70%という状況ですので、在宅の育児のお子さんは4割から3割という状況です。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 大本治久君。

○1番（大本治久君） ありがとうございました。子育て支援センターの利用状況やこども園の入所時期から、在宅で育児をされている方が一定数いらっしゃることが確認できました。特に、乳児期の子育ては、親が絶えず食事や排せつ、睡眠などに気を配りながら見守り続ける必要があり、大きな負担を伴うものだと私は思っております。私たち自身も、幼少期には多くの方にお世話になりました。また、これから訪れるであろう終末期には、家族や専門職の支援を受けることになります。私たちは、命をつなぐためにお世話を受けることが保障されていなければならぬと私は思っております。ならば、お世話をする方々への支援も同時に考える必要があるんではないでしょうか。

社会構造の変化や政策の充実により、保育や介護の分野では専門職員の支援が議論されてきました。しかし、在宅で乳児のお世話を担う親への支援は十分と言えるでしょうか。育児は大きな責任を伴い、自由も制限されます。さらに育児をしながら所得を得ることの両立は容易ではないと私は感じております。子育て支援の分野で、トップランナーである当町としては、在宅育児を行う親にも、経済的、精神的負担を軽減する支援が必要ではないでしょうか。町としての見解をお聞かせください。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 先日、東京に要望活動を行ったときに、たまたま人口減少のフォーラムをやっていたので参加しました。普通は自治体の首長が招集されるのですが、そのフォーラムは東京商工会議所がやっていたものでした。ですから、首長は誰もいません。そこに私入ったんですけども、いろいろな話を聞いてましたら、東京になぜ人が集まるのか、それは子育てしやすい状況をつくっていかなければいけないし、会社がそういった休みを取れるような形を取っている会社が多いからだというような話でした。休みが取れて子供を育てられる環境をつくっていかないとなれば存続できませんよというような話でした。

改めて、やはり子供たちを育てやすい環境、大本議員がおっしゃるように、皆さんと共に働きではないわけですから、そういう意味で在宅の人たちに目を向ける、今まで向けなかつたことを反省しておりますし、そういうことも踏まえてしっかりとサポートしていかなければならぬと思っております。

思い出してみると、我々の時代は核家族ではなく、じいちゃんやばあちゃんが子供たちの面倒を見て、お父さん、お母さんは働けたんですけれども、核家族が多いわけですから、そういうことを考えて、やはりこの制度を早急に整えて、ほかの町の状況を確認しながら、しっかりとしたものを作り出せるように、早急に検討したいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 大本治久君。

○1番（大本治久君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

まず意義として、いろいろな観点があると思います。この在宅育児手当に関しては、いろいろな要素が私は絡んでくるなど考えておりました。この中で、やはり一番は経済的支援というところが大きいと私は思っております。この中でも、育児休業給付制度の観点からもしっかりと想えていかなくちゃいけないんじゃないかなと思っています。育児休業給付制度により給付金が支給されているおうちもある、されてない家庭もある。ここをしっかりとどのように判断していくかというところだと思います。

まず、育児休業給付制度を利用するためには、雇用保険の加入が必要でございます。雇用保険は、労働者、雇用者そして国庫が一部負担しているというところでございます。これは公的支援の一環と私は言えると判断しております。またこの制度は、就業継続を支援する役割も果たしています。しかし、先ほど私も説明しましたが、結婚や出産を機に就業継続が難しくなる方、一度退職される方、多様な働き方や個々の事情により適用対象外となる方もいらっしゃる。

そこで在宅育児手当の導入意義を改めて考えてみようと思います。この制度は、育児休業給付制度を利用できない親に対しても、在宅育児の支援を行うことができる点に大きな意味があると

私は思っております。多様な形で働く人や一旦退職された人が、自ら乳児を育てる際に支援を得られる制度として機能することで、将来的に再就職や社会での有意義な活動へとつなげができると考えております。また、在宅での育児は、先ほど町長にもご答弁ありましたけれども、乳児との触れ合いの時間を増やし、愛着形成を深めることにもつながると思います。

公的支援を受けられる親もいれば受けられない親もいます。しかし現代の社会において、働き方は多様化しています。こうした状況を踏まえ、自治体として支援の在り方を柔軟に検討していきたいと私は思っております。

そして、育児休業給付金に関してなんですけれども、2025年4月から制度改革が予定されています。そして、2歳未満、社会保険料の免除も含めますと、手取りで、実質、今ですと67%から50%というところだったんですけれども、10割相当の支給となると、これはお仕事している方に対する優遇的な措置じゃないかなと私は思っております。今回の改正は、育児休業を取得する雇用者向けの支援が強化される一方で、例えば専業主婦やフリーランス、自営業など、在宅で子育てする人への支援は強化されていないようだなと私も思ってました。このままでは、制度を活用できる人とそうでない人の間で経済的な格差が広がる可能性ははあると思っております。

当町として、このような意義の支援の必要性についてどのようにお考えか、ご見解をお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて大本議員の質問、話をお伺いして勉強不足を恥じております。いろいろな考え方、いろいろな環境があるものだと改めて感じております。

昔、私初めて姉の赤ちゃんを見たときに、私の姉はなかなか妊娠しなくていろいろなことをやってやっと生まれました。そして初めて見たとき、1歳ぐらいだったんですが、靴下に名前が書いてありました。私は、姉に「何だ姉もけちだごだ、靴下にまで名前書いておくの」と言ったら、「いや、保育所に行っているんだ。誰のだか分かるように全てに名前書いてる」と、私は、小さいときは、当時は親が育てるもんだと思っていましたから、そういう、もう1歳から保育所に行っているんだって、そのとき初めて感じました。本当に自分の生まれた環境や育った環境ではない、いろいろな状況が今あるんだということを、大本議員の話の中で感じました。

そういうことも踏まえながら、やはり担当の方々がこれからやっている町の状況を調べて、宮城県内ではやっていませんが、ほかでやっているということで、そことすり合わせして、うちの町にとって一番どんな形がいいのか、大本議員の見識には今ついていけませんので、しっかりと勉強して川崎町ならではのものを皆さんに提案できるようにしますので、もう少し時間を頂戴

したいと思います。よろしくご理解賜ります。

○議長（眞壁範幸君） よろしいですね。これまで質問、再質問をされました。この趣旨に従つてやっていますけれども、早急にそういったものを含めて検討したいということなんで、ここで一区切りの結論は出ていると思います。そういう意味で、ここで閉めさせていただきたいと思いますけれども、どうですか。

これで大本治久君の一般質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時45分 散 会

---

上記会議の経過は事務局長小原邦明が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

---

署 名 議 員

---

署 名 議 員

---